

改葬許可申請に必要な書類

R8.4.1~

1 改葬許可申請書・・・別紙のとおり

※申請者は、ご遺骨が埋蔵されている墓地の使用者（名義人）ご本人です。

本人以外の方が申請手続きを代行する場合や申請者になる場合は、委任状、承諾書または陳述書が必要です。（「2 添付書類」の（3）、（4）、（5）参照）

2 添付書類

（1）戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等

申請者と被葬者のご関係がわかるもの（コピー可）

（2）被葬者の埋蔵事実の証明

※「改葬許可申請書」下欄に、ご遺骨が埋蔵されている事実の証明を現在の墓地の管理者に受けてください。

（3）委任状・・・代理人の方が申請手続きを代行する場合

（4）承諾書・・・ご遺骨が埋蔵されている墓地の使用者以外の方が申請者になる場合

（5）陳述書・・・ご遺骨が埋蔵されている墓地の使用者（名義人）がお亡くなりになり、使用者の名義変更ができていない場合で、現在の実際の墓地の使用者が申請者になる場合

（6）改葬契約書、受入証明書の写し 等

改葬先がわかるもの（コピー可）

（7）申請者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証 等）

☆代理人の方が申請手続きを代行する場合は、代理人の身分証明書も必要

※代理人の方が業者（例：石材店、仏壇店等）の従業員様のときは、上記の身分証明書＋社員証、名刺等、代理人の方と業者のご関係がわかるもの。

※郵送で申請される場合は、上記身分証明書のコピーを同封してください。

★名刺等、差し支えないものは原本を同封してください。

3 手数料 被葬者お1人につき300円

※市民課に来庁される場合は、申請時に納付していただきます。

※郵送で申請される場合は、郵便局で定額小為替をお買い求めいただき、申請書・添付書類に同封してください。

※返信用封筒・返信にかかる郵送料は、当方で用意しますので不要です。

【送付先・問い合わせ先】

〒673-0492 三木市上の丸町10-30 三木市役所市民課

TEL 0794-82-2000(代) 内線 2377、2359